



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 南 陽
代表者名 取締役社長 武内英一郎
(コード番号：7417 福証)
問合せ先 取締役管理本部長兼
経営企画室長 篠崎 学
T E L 092-472-7331

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 62 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 平成 28 年 2 月 19 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 62 期定時株主総会での承認を条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 本店の所在地の表示を、最小行政区画までに変更を行うものであります。
- (3) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第 9 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。また、株主名簿の他に新株予約権原簿に関する事務を委託する旨を明記するため、変更案第 10 条（株主名簿管理人）第 3 項を新設するものであります。
- (4) 株主総会において充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (5) 社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第 31 条（社外取締役との責任限定契約）を新設するものであります。なお、変更案第 31 条の新設については、各監査役の同意を得ております。
- (6) その他、条文の新設及び削除に伴う条数の変更並びに表現方法及び字句等の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 24 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 24 日（予定）

以 上

別紙（定款変更の内容）

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（本店の所在地） 第 3 条 当社は、本店を福岡市<u>博多区</u> に置く。</p> <p>（新 設）</p>	<p>（本店の所在地） 第 3 条 当社は、本店を福岡市に置 く。</p>
	<p>（機関） 第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役</u> <u>のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>1. 取締役会</u><u>2. 監査等委員会</u><u>3. 会計監査人</u>
<p>（公告方法） 第 4 条 （条文省略）</p>	<p>（公告方法） 第 5 条 （現行どおり）</p>
<p>第二章 株式</p>	<p>第二章 株式</p>
<p>（発行可能株式総数） 第 5 条 （条文省略）</p>	<p>（発行可能株式総数） 第 6 条 （現行どおり）</p>
<p>（自己の株式の取得） 第 6 条 当社は、取締役会決議によって 市場取引等により自己の株式を 取得することができる。</p>	<p>（自己の株式の取得） 第 7 条 当社は、<u>取締役会の決議によっ</u> <u>て、市場取引等により自己の株式</u> <u>を取得することができる。</u></p>
<p>（単元株式数） 第 7 条 （条文省略）</p>	<p>（単元株式数） 第 8 条 （現行どおり）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>（単元未満株式についての権利） 第 9 条 <u>当社の株主は、その有する単</u> <u>元未満株式について、次に掲げ</u> <u>る権利以外の権利を行使す</u> <u>ることができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に</u> <u>掲げる権利</u><u>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定</u> <u>による請求をする権利</u><u>3. 株主の有する株式数に応じて</u> <u>募集株式の割当て及び募集</u> <u>新株予約権の割当てを受け</u> <u>る権利</u>

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>8</u> 条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 <u>9</u> 条 ~ 第 <u>10</u> 条</p> <p>(条文省略)</p> <p>第三章 株主総会</p> <p>第 <u>11</u> 条 ~ 第 <u>12</u> 条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 <u>13</u> 条 ~ 第 <u>15</u> 条</p> <p>(条文省略)</p> <p>第四章 取締役及び取締役会</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第 <u>16</u> 条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>10</u> 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 <u>11</u> 条 ~ 第 <u>12</u> 条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第三章 株主総会</p> <p>第 <u>13</u> 条 ~ 第 <u>14</u> 条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 <u>15</u> 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項にかかる情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 <u>16</u> 条 ~ 第 <u>18</u> 条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(削 除)</p>

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、14名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) は、14名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない<u>ものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p>

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第<u>20</u>条 当社は、取締役会の決議によ って、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によっ て、取締役社長1名を選定し、 取締役会長1名及び取締役副 社長、専務取締役、常務取締 役各若干名を選定することが できる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第<u>22</u>条 当社は、取締役会の決議によ って、<u>取締役(監査等委員である者 を除く。)</u>の中から、代表取締 役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によっ て、<u>取締役(監査等委員である者 を除く。)</u>の中から、取締役社長1名 を選定し、取締役会長1名及び取 締役副社長、専務取締役、常務取 締役各若干名を選定することが できる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第<u>21</u>条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第<u>23</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第<u>22</u>条 取締役会の招集通知は、各取締 役及び各監査役に対し、会日の 7日前までに発する。ただし、 緊急の場合には、この期間を短 縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第<u>24</u>条 取締役会の招集通知は、各取締 役に対し、会日の7日前までに発す る。ただし、緊急の場合には、こ の期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第<u>25</u>条 当社は、取締役会の決議によ って、<u>重要な業務執行(会社法 第399条の13第5項各号に掲 げる事項を除く。)</u>の決定の全 部又は一部を取締役に委任す ることができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第<u>23</u>条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第<u>26</u>条 (現行どおり)</p>

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第<u>24</u>条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第<u>27</u>条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第<u>25</u>条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第<u>28</u>条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第<u>26</u>条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第<u>29</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第<u>27</u>条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第<u>30</u>条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第<u>31</u>条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第五章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第五章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p><u>第 3 2 条</u> 監査等委員会は、法令に定めがある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 3 3 条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の7日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p><u>第 3 4 条</u> 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第 3 5 条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 3 6 条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	
	<u>(監査等委員会規程)</u>
	<u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
	(削 除)
<u>(監査役及び監査役会の設置)</u>	
第28条 当社は監査役及び監査役会を置く。	
<u>(監査役の員数)</u>	
第29条 当社の監査役は、4名以内とする。	(削 除)
<u>(監査役の選任)</u>	
第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	(削 除)
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
<u>(監査役の任期)</u>	
第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(削 除)
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
<u>(常勤監査役)</u>	
第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削 除)

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の7日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第35条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第38条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>	(削 除)

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第六章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>) <u>第 3 9 条</u> 当社は会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任) 第 <u>4 0</u> 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期) 第 <u>4 1</u> 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 <u>4 2</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第七章 計算</p> <p>第 <u>4 3</u> 条 ~ 第 <u>4 6</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第六章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(会計監査人の選任) 第 <u>3 8</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期) 第 <u>3 9</u> 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。 2 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 <u>4 0</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第七章 計算</p> <p>第 <u>4 1</u> 条 ~ 第 <u>4 4</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>付則</u>) 1. <u>第 62 期定時株主総会の終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条の定めるところによる。</u></p>